

藤野地区診療所再整備 基本計画



令和7年12月
相模原市

目 次

1 藤野地区の市所管診療所の現状	
(1) 診療所の概要	2
(2) 診療所における受診者数等	3
(3) 藤野診療所の現施設における課題	4
2 規模機能の検討及び候補地の選定	
(1) 統合後の診療所に必要な規模等の考え方	5
(2) 統合再整備に必要な諸室・機能	5
(3) 再整備の候補地の選定と比較検討	7
3 再整備地及び整備パターンについて	16
4 再整備の方向性	17
5 事業スケジュール	19
参考資料	20

●計画策定に当たって

藤野地区は、相模原市緑区の北西部に位置し、人口は7, 686人(令和7年4月1日時点)、面積は64.94キロ平方メートルで、自然が豊かな地区であるとともに、人口減少、少子高齢化が進行しており、中山間地域における医療に関する課題として、高齢化の進行等に伴う通院困難や生活習慣病の重症化等のリスクへの対応、人口減少等を背景とした受診者数の減少や医師・看護師などの医療従事者の安定的な確保が難しいことなどが生じています。

この先も住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられるようにするためにには、地域の特性を踏まえた持続可能な医療提供体制を確保する必要があることから、令和6年2月に「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

基本方針では、在宅医療等を効率的に実施できる体制とするため医師2人体制とする方針とし、さらに医師2人体制を実現するために、令和10年度を目途に相模原市国民健康保険日連診療所(以下「日連診療所」という。)を相模原市立藤野診療所(令和8年4月から相模原市国民健康保険藤野診療所。以下「藤野診療所」という。)に統合し、必要な改修等を行うこととしました。

しかし、日連診療所は築52年、藤野診療所は築40年と両施設とも老朽化が進んでいることや、統合先の藤野診療所は敷地や建物が狭隘であることから、今後も地域医療の拠点として必要な規模や機能を確保できるよう、移転先の検討を行い、次世代につなげる施設とするために藤野地区診療所再整備基本計画(以下「基本計画」という。)を策定します。

●基本計画で定めること

基本計画では、次の事項について検討した上で、決定します。

- ① 再整備地について
- ② 再整備の方向性について

1 藤野地区の市所管診療所の現状

(1) 診療所の概要

日連診療所及び藤野診療所は藤野地区を主な診療圏域としており、それぞれ医師1名、看護師2名、事務職員2名の診療体制で診療を行っています。

名称	日連診療所	藤野診療所
開設	昭和26年	昭和36年
所在地	緑区日連1037-1	緑区小渕1656-1
建築年	昭和47年(築52年)	昭和59年(築40年)
建物構造	RC造	RC造
延床面積	250m ²	200m ²
敷地面積	472m ²	363m ²
診療科目等	内科、小児科 院内処方	内科、小児科、外科 院外処方

(2) 診療所における受診者数等

受診者数 (延人数)

診療所名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日連診療所	4,883	4,816	4,935	5,030	4,730
藤野診療所	2,969	5,323	5,846	6,287	6,879
合計	7,852	10,139	10,781	11,317	11,609

保険者別の受診割合

保険者名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	延人数	割合	延人数	割合	延人数	割合	延人数	割合	延人数	割合
社会保険	2,168	28%	2,445	24%	2,609	24%	3,048	27%	3,070	26%
国 民 健康保険	2,023	26%	2,840	28%	2,983	28%	2,988	26%	2,937	25%
後 期 高 齢 者 医療保険	3,556	45%	4,706	46%	5,063	47%	5,158	46%	5,506	47%
公 費	105	1%	148	1%	126	1%	123	1%	96	1%
合 計	7,852		10,139		10,781		11,317		11,609	

在宅での診療件数 (年間件数)

診療所名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日連診療所	20	29	12	9	7
藤野診療所	10	2	15	49	193
月平均件数	2.5	2.6	2.3	4.8	16.7

(3) 藤野診療所の現施設における課題

統合先となる現在の藤野診療所には、次のような課題があります。

【待合室】

- ・待合室が狭い
- ・感染症対策に伴う待合室のスペースの確保



【トイレ】

- ・男女別のトイレ及び多目的トイレの確保
- ・尿検査における検体置場の確保



【施設全体】

- ・傾斜地に建っている
- ・車寄せスペースが狭い
- ・施設全体のバリアフリー化が必要



2 規模機能の検討及び候補地の選定

(1) 統合後の診療所に必要な規模等の考え方

現在、日連診療所と藤野診療所の施設の規模及び機能は、同程度であり、各診療所の診療科目は、藤野診療所が内科・小児科・外科、日連診療所が内科・小児科となっています。

統合後の診療所では、これらの診療科目を維持しつつ、医師2人体制とし、両診療所の利用者の待ち合いが可能となる規模及び機能を備えることを前提に検討を行いました。

(2) 統合再整備に必要な諸室・機能

再整備に必要な診療所の諸室を図表1のとおりとし、必要な延床面積を算定しました。

新藤野診療所延床面積

新藤野診療所全体：379m²

診療部分：308m² 診療部分以外：71m²

<参考>

現藤野診療所：200m²

診療部分：143m² 診療部分以外：57m²

図表1

診療部分

(単位:m²)

室名	日連診療所	現藤野診療所	新藤野診療所
診察室1	19	13	11
診察室2	—	—	11
処置室	10	22	23
検査室	—	—	23
待機室(感染症対策)	—	—	8
X線室	10	13	17
操作室	3	4	8
暗室	3	3	3
受付・事務室	13	14	26
会議室・休憩室	—	13	25
給湯室	—	—	8
倉庫	—	11	13
調剤室	—	8	16
待合室(廊下等含む)	32	19	50
トイレ(一般・多目的)	4	9	23
トイレ(採尿)	—	—	6
階段等	9	—	8
更衣室(女子)	7	—	8
更衣室(男子)	—	—	4
その他	70	14	17
計	180	143	308

診療部分以外

(単位:m²)

室名	日連診療所	現藤野診療所	新藤野診療所
その他	70	57	71
計	70	57	71

(3) 再整備の候補地の選定と比較検討

基本方針における考え方及び診療所の統合再整備の進め方は、次のように定めています。

(基本方針の考え方)

【基本方針1】 在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

【基本方針2】 医療資源や財源の効率的な活用

【基本方針3】 地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

(診療所の統合再整備の進め方)

- ・ 地区ごとに1診療所に統合して医師2人体制とする
- ・ 令和10年度を目途に日連診療所を藤野診療所に統合する
- ・ 診療所の統合に当たっては、必要な改修等を行います

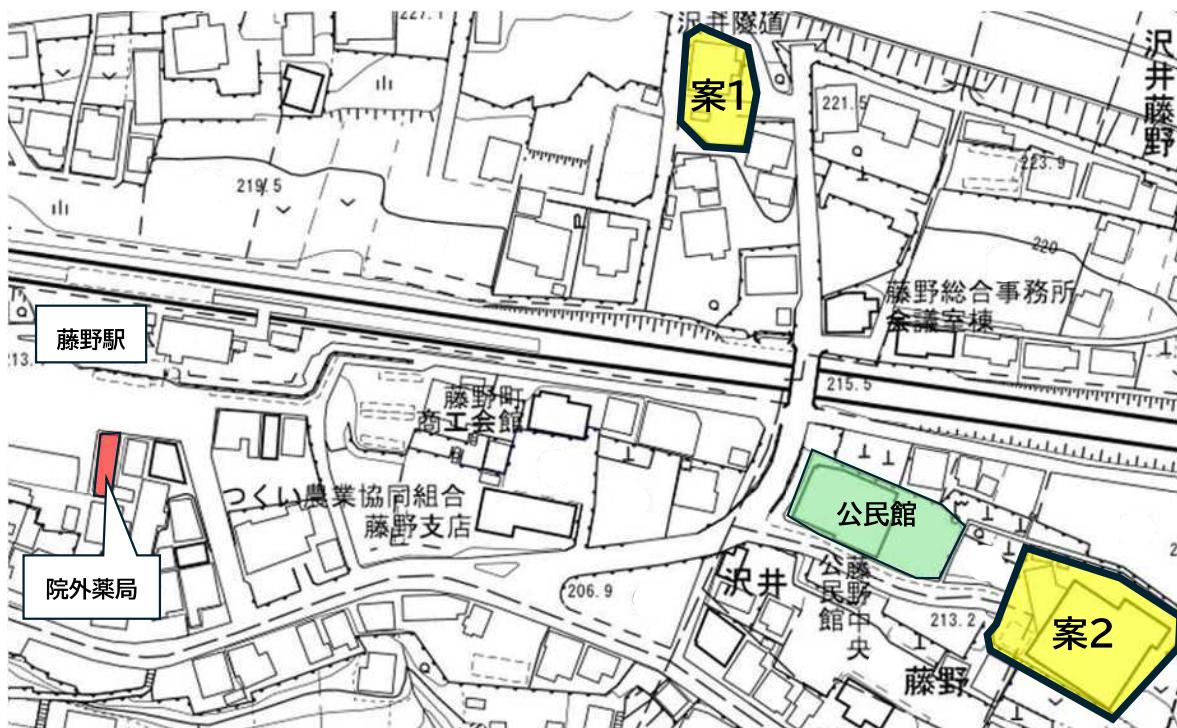
以上を踏まえ、再整備の候補地の選定に当たり、「令和10年度を目指すに統合する」時間的な目標及び「医師2人体制で運営できるような諸室を備える」機能的な目標の2つの目標を達成するとともに、「既存の公共施設を有効活用する」ことを最優先に考え、次の2案を候補地として検討を進めています。

案1 現在の藤野診療所の敷地や施設を活用する。

案2 藤野総合事務所を活用し診療所を移設する。

次に、図表2に示した候補地の案1と案2の土地の利用や建物の改修に
係る適性と各整備パターンについて、図表3のように区分して比較及び検
討を行います。

図表2



図表3

案1 ア 現藤野診療所の活用	案2 イ 藤野総合事務所の活用		
(ア) 現藤野診療所 を改修 (整備パターン1)	(イ) 現藤野診療所 の建て替え (整備パターン2)	(ア) 1階に整備 (整備パターン3)	(イ) 2階に整備 (整備パターン4)

ア 現藤野診療所の活用

現在の藤野診療所の診療部分は、診察室1室、処置室及び放射線室の構成で、その面積は143m²と大変狭い状況であり、今回の再整備に必要な診療部分の面積308m²の約半分となります。

必要な面積を満たすためには、改修又は建て替えが必要となり、あわせて、現在の藤野診療所が抱える課題の解消を図る必要があります。

(現藤野診療所の課題)

- ・ 車寄せのスペースが狭い
- ・ 待合スペース不足の改善と感染症待合の整備が必要
- ・ 男女別のトイレ、多目的トイレ等が必要
- ・ 施設全体のバリアフリー化が必要



アプローチ



待合室



トイレ

(ア) 現藤野診療所を改修(整備パターン1)

A 改修する利点

- ・ 現在の施設や土地が利用可能

B 改修する際の課題

- ・ 土地が狭い(増築困難)

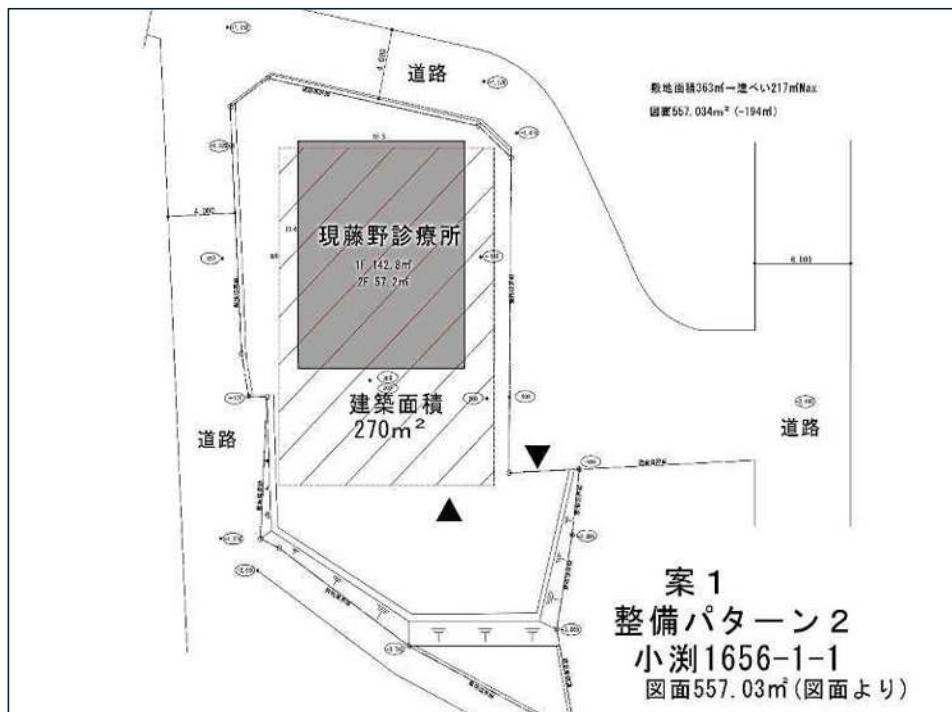
※ 増築をすると車の進入路を塞いで、車の切り返しが出来なくなり、利用者の乗降場所の確保が困難

- ・ 改修で必要な諸室が確保できても、診療部分で308m²ほど必要なので、待合室やトイレの面積が不足
- ・ 改修工事の期間は、休診又は仮設診療所を別に建設する必要がある
- ・ 構造的にコンクリートの壁が多く、改修の自由度が低い

(イ) 現藤野診療所の建て替え(整備パターン2)

現藤野診療所の敷地内において、図表4のとおり、最大限整備可能な面積を270m²として、同敷地内での建て替えの検討を行いました。

図表4



A 建て替えする利点

- 既存の市有地が利用可能

B 建て替えする際の課題

- 土地が狭い
- 周辺が傾斜地であるため、擁壁を設置する必要があり、車寄せや障がい者用の駐車スペース等の必要な面積の確保が難しい
- 建て替え工事の期間は、休診又は仮設診療所を別地に建設する必要がある
- 既存施設を解体しないと建て替えできない

イ 藤野総合事務所の活用

藤野総合事務所の活用を検討するに当たり、診療所の移転の可否を判断するため、調査を行ったところ、次のような結果となりました。

- ・ 設備に関しては、年数が経過しているが、良い状態を維持している
- ・ 建築確認(用途変更)の申請は不要

※無床の診療所と事務所用途が同じ分類のため

- ・ 消防法(昭和23年法律第186号)に関する手続は不要

※複合施設の分類で、特別な消防用設備の附置義務がないため

- ・ 新耐震基準を満たしている
- ・ 既存施設の利用によりイニシャルコスト、ランニングコストの両方の抑制につながる
- ・ 施設の有効活用が望める

以上の結果を踏まえ、建物の機能面の観点から、診療所の移転は可能であると判断しました。

次に、藤野総合事務所の1階又は2階に整備する2つのパターンで、それぞれ検討を行いました。

(ア) 藤野総合事務所 1 階に整備(整備パターン3)

藤野総合事務所の 1 階には、現在、行政サービスを行う藤野まちづくりセンターがあり、その面積は 249m²です。

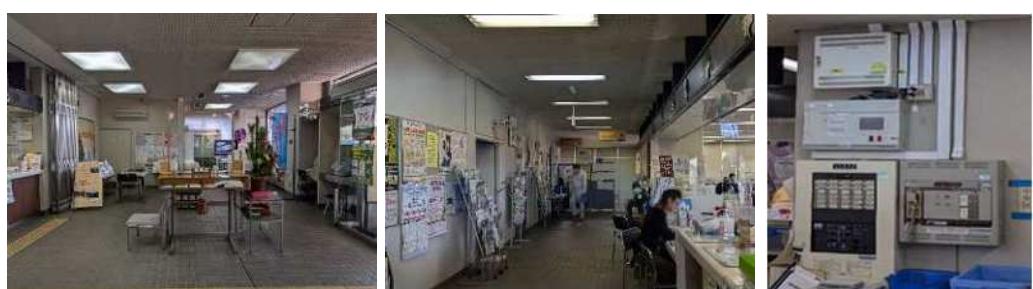
統合後の診療所が必要とする面積は、診療部分 308m²と診療部分以外 71m²の合計 379m²となります。間仕切りが少ない空間に諸室を合理的に配置することで、249m²に必要な諸室を確保することが可能となります。

A 藤野総合事務所 1 階に整備する利点

- ・ 新規の土地取得や仮設診療所の設置が不要
- ・ 新築と比較し、整備コストと工事期間が抑えられる
- ・ 建物自体がバリアフリー化に対応している
- ・ 感染症対策に伴う動線確保が容易
- ・ 合理的な諸室の配置が可能(利用者及びスタッフ)

B 藤野総合事務所 1 階に整備する際の課題

- ・ 診療所専用の出入口を設けるため、外壁に開口が必要
- ・ 空調設備(温度調整、換気)は、建物全体で一括管理
※診療所の機能として、独立した空調設備を設けることが理想
- ・ 藤野総合事務所の設備として、防災や地震などの警報を管理する
総合盤があり、移設が必要



藤野総合事務所 1 階受付 藤野まちづくりセンター 警報時の総合盤

(イ) 藤野総合事務所2階に整備(整備パターン4)

藤野総合事務所の2階には藤野福祉相談センターや藤野療育相談室があるため、診療所の診療部分を2階の面積の約半分に配置する整備パターンとなり、診療部分以外は別フロアに設置することとなります。

A 藤野総合事務所2階に整備する利点

- ・ 新規の土地取得や仮設診療所の設置が不要
- ・ 新築と比較し、整備コストと工事期間が抑えられる
- ・ 1階と比較し、診療所の面積は確保しやすい

B 藤野総合事務所2階に整備する際の課題

- ・ 診療所利用者の動線は、エレベーターによる移動が主体となり、他の来庁者と動線が重複する可能性がある
- ・ 感染症対策が必要となる発熱外来の動線が確保できない
- ・ ストレッチャーによる搬送時に、エレベーターの搭載が困難
- ・ 診療部分と診療以外の部分が各フロアに分散
- ・ 2階に新たに給排水の配管をするための大規模な工事が必要
- ・ 藤野総合事務所の閉所時かつ診療所の開所時に、診療所の利用者等が各階の事務所スペースへ立入りが可能となり、セキュリティ強化が必要



藤野福祉相談センター



藤野療育相談室

ウ 再整備候補地の比較検討

ア及びイの検討結果を踏まえ、「令和10年度を目途に統合する」及び「医師2人体制で運営できるような諸室を備える」の2点を目指し、「既存の公共施設の有効活用する」ことを最優先に考え、図表5のとおり、再整備候補地の評価を行いました。

評価に当たって、利用者の利便性を高めるための待合室や感染症対策、トイレ等の施設の充実等を検討の項目としました。

図表5

項目	案1 現藤野診療所の活用		案2 藤野総合事務所の活用		
	現藤野診療所改修+増築 (整備パターン1)	現藤野診療所建て替え (整備パターン2)	藤野総合事務所1階 (整備パターン3)	藤野総合事務所2階 (整備パターン4)	
令和10年度の開設	増築+改修+仮設 工期が長い	×	解体+新築+仮設 工期が長い	×	事務所内の関係部署で 移転工事が必要 △
公共施設の有効活用	老朽化のため、対策費 や維持費が必要 △	土地の利用のみ 解体+新築でコスト大	事務所を活用し、建物 の効率化を図る ○	事務所を活用し、建物 の効率化を図る ○	○
駐車台数の確保	別途駐車場が必要	×	別途駐車場が必要	×	事務所と共に不足 分は別途確保 △
待合スペースの確保 (50m ² 目標)	確保不可	×	確保可能 ○	確保可能 ○	確保可能 ○
感染対策と動線分離	敷地形状によって出入 口の動線の分離が困難	×	敷地内通路がなく動線 の分離が困難 △	感染者待機室及び動線 の分離を確保 ○	感染者待機室が2階と なるため動線が混在 △
トイレ等の増設	構造的に増設が困難	×	新築であるため可能 ○	増設が可能 ○	増設が可能 ○
再整備に伴う仮設診 療所の必要性	あり	×	あり ×	なし ○	なし ○
候補地の基本的適正	建物+設備が老朽化	×	敷地が狭く、崖地な で土地利用が困難 ×	耐震性があり、建物の 状態が良好 ○	耐震性があり、建物の 状態が良好 ○
工事の作業負荷	増築があるため、工期 が長い △	仮設設置、解体、新築 コストと工期がかかる	工事範囲内で完結 給排水が設置し易い ×	○	作業は軽度、ただし直 上直下の階も工事範囲 ○
整備コスト	既存の利用が可能 △	通常新築より高コスト	既存設備の利用と面積 の効率化で低コスト化 ×	○	既存設備の利用と面積 の効率化で低コスト化 ○

○：課題なし △：課題あり（解消見込あり） ×：課題あり（解消見込なし）

3 再整備地及び整備パターン

2の検討及び評価を踏まえ、案1の現藤野診療所の活用では、改修(整備パターン1)及び建て替え(整備パターン2)のいずれにおいても統合後の診療所に求められる条件を満たさない結果となり、案2の藤野総合事務所の活用ではその条件を満たす結果となりました。

さらに、藤野総合事務所の1階(整備パターン3)と2階(整備パターン4)を比較検討し、利用者の利便性、感染症対策の観点から藤野総合事務所と診療所の区分を明確にする必要性、ストレッチャー搬送の状況等において、藤野総合事務所の1階(整備パターン3)の方がより優れていることを踏まえ、次の案で計画を進めることとします。

統合後の藤野診療所の再整備地

藤野総合事務所1階(整備パターン3)

4 再整備の方向性

藤野総合事務所の1階に診療所を整備するに当たり、複合施設になることを見据え、次のとおりの方向性及び機能配置を定めて実施します。
また、診療所の再整備に伴い、藤野総合事務所の必要な改修を実施します。

● 主な方向性

- ・ 利用者の動線は、診療所と総合事務所で分離する
- ・ 駐車場は藤野総合事務所と共に用し、不足分は周辺の市有地等を活用することで対応する
- ・ 藤野総合事務所の1階には、藤野まちづくりセンターの窓口班も設置する

● 主な機能配置

- ・ 診察室を2室確保する
- ・ 発熱患者等の待機室を新設する
- ・ 待合室を拡大する
- ・ 女性専用トイレ及び多目的トイレ兼検体用採尿室を新設する
- ・ 診察室、処置室、事務室等の合理的な配置を行う

(藤野総合事務所1階に整備する診療所の機能配置のイメージ)

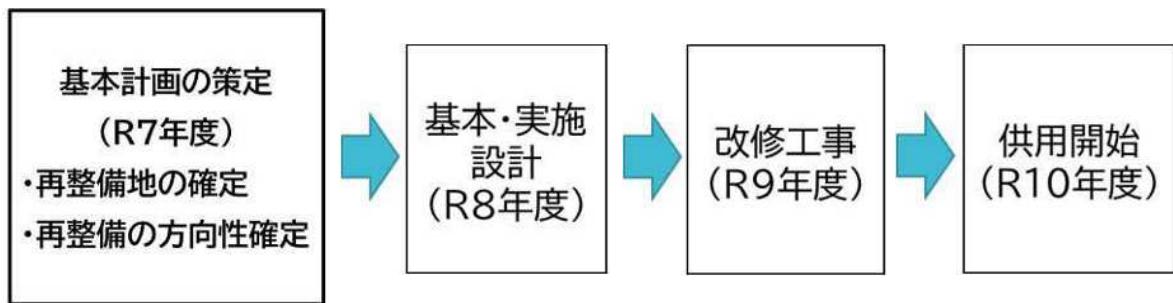
再整備の方向性を踏まえ、藤野総合事務所1階には、次の図表6に示した部分に整備するイメージになります。

図表6



5 再整備に向けたスケジュール

基本計画の策定後、基本・実施設計、改修工事を行い、令和10年度を目途に医師2人による診療体制で供用開始する予定です。



参考資料

基本計画で定める再整備の方向性を考慮した諸室の面積と事業経費について
は次のとおりとします。

● 諸室の面積（想定）

診療所エリアに設置する主な諸室機能及び面積を想定したものは次の図表
7に示すとおりです。

図表7

待合エリア	診察エリア	バックヤード
待合室 約75m ²	診察室 約9m ² ×2	会議室等 約32m ²
発熱待機室 約6m ²	検査処置室 約27m ²	倉庫 約10m ²
	X線室等 約18m ²	
	トイレ・採尿室 約6m ²	
	受付等 約38m ²	
計81m ²	計107m ²	計42m ²

● 事業経費（概算）

診療所を再整備する概算の事業経費は年度ごとに次に示すとおりです。

※事業経費には藤野総合事務所の改修事業経費は含まず。

令和7年度 (基本計画) 390万円

令和8年度 (基本・実施設計) 770万円

令和9年度 (改修工事) 3億円

令和10年度以降 (解体工事) 2,600万円

※既存の藤野及び日連診療所の解体工事

合 計 3億3,760万円

相模原市 健康福祉局 保健衛生部 医療政策課 地域医療対策室

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-754-1111 (代表)